

# 2019（平成31）年度予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

## 1 放課後児童対策

(2018(平成30)年度予算)

(2019(平成31)年度予算案)

799.7億円 → 887.8億円【内閣府予算】

— 億円 → 19.6億円の内数【厚生労働省予算】

- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。 ※内閣府予算に計上
- 放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。
- 放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

### (1) 放課後児童クラブ運営費等

730.7億円(655.7億円) ※内閣府予算  
子ども・子育て支援交付金

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

### (2) 放課後児童クラブ施設整備費

157.0億円(143.9億円) ※内閣府予算  
子ども・子育て支援整備交付金

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に位置づけた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げ（公立の場合：国1／3→2／3）を継続する。

### （3）放課後児童対策の推進

#### 19. 6億円の内数（一億円）

保育対策総合支援事業費補助金  
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

#### ・児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保【新規】

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村 補助率：1/3

#### ・小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保【新規】

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村 補助率：1/3

#### ・放課後児童クラブの質の向上【拡充】

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助率：1/2

#### ・放課後児童支援員の人材確保【拡充】

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育園支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助率：1/2

- ・放課後児童クラブの先進事例の普及・展開  
放課後児童クラブの先駆的な取組の把握やモデル事業の実施・検証等を行う調査研究を実施する。  
※実施主体：都道府県、市区町村、社会福祉法人等 補助率：定額

## 2 地域子育て支援拠点事業等

1, 304 億円の内数（1, 188 億円）※内閣府予算  
子ども・子育て支援交付金

少子化社会対策大綱（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）における 2019 年度末までの目標値を踏まえ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、必要な箇所数を確保するとともに、地域の実情に応じた実施を支援する。

- ・利用者支援事業【拡充】  
日本で生活する外国人に対する子育て支援サービスに係る多言語化の取組に対して国庫補助の加算を行う。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【拡充】  
会員数 50 人以上の補助要件を緩和し 20 人以上まで補助対象を拡充する。また、個別にアウトリーチを行い、提供会員等の預かり手を一定数増加させた場合に、国庫補助の加算を行う。

## 3 その他の子育て支援

43. 8 億円（33. 2 億円）

### （1）子育て支援員研修

5. 1 億円（4. 6 億円）

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

### （2）子ども・子育て支援の充実のための研修事業の推進

30. 9 億円（22. 1 億円）

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施する。

- ・ファミリー・サポート・センター事業におけるアドバイザー・提供会員等研修事業【拡充】

アドバイザーの業務を行っている者に加えて、提供会員・両方会員を研修の対象とすることにより、本事業の効果的な運営及び資質の向上を図る。

### (3) 子ども・子育て支援の充実のための調査研究事業の推進

4. 7億円(3. 5億円)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施する。

(参考) 【平成30年度第二次補正予算案】

- 放課後児童クラブ等におけるICT化の推進

3. 5億円

児童健全育成対策費補助金

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における職員の業務負担軽減や利用児童の安全を図るため、利用状況の記録・管理等に関するICT機器の導入等に必要な経費を補助する。

## 4 児童福祉施設等に係る施設整備

157. 4億円(71. 3億円)

次世代育成支援対策施設整備交付金

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県又は市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」における児童福祉施設等の耐震化整備を実施する。

- ・児童相談所一時保護所の加算の単価引き上げ等【拡充】

個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるよう、中核市及び特別区が施設整備を行う際の加算補助単価を引き上げるとともに、中核市及び特別区以外の都道府県等が同様の施設整備を行う際の加算単価を創設する。

- ・奄美群島等の離島にて施設等を整備する際の加算の創設【拡充】

離島のため建設コストが割高になることに対応するため、奄美群島振興開発特別措置法のほか、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域の補助単価の8%加算を創設する。

(参考) 【平成 30 年度第一次補正予算】

- 大阪北部地震、7月豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧  
29.6 億円  
社会福祉施設等災害復旧費補助金  
社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

(参考) 【平成 30 年度第二次補正予算案】

- 児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等  
28.5 億円  
次世代育成支援対策施設整備交付金

児童福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に施設入所児童等の安全な生活環境を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

## 5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

### (1) 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援

- 1.5 億円 (1.3 億円) ※復興庁予算  
社会福祉施設等災害復旧費補助金  
社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成 31 年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### (2) 被災した子どもへの支援

- 177 億円の内数 (190 億円の内数) ※復興庁予算  
被災者支援総合交付金

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。